

## 競争参加資格審査よくあるご質問

### 1. 郵送による申請の場合

#### 【共通】

**Q 1. 資格審査申請書は、東海財務局のみに提出すれば全国の財務局において有効な資格となるのか。**

A 1. 各財務局で個別に申請書等の審査を実施しているため、東海財務局に提出されたものは東海地区（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）においてのみ有効です。従って、各地区を管轄する財務局ごとに資格の申請をしていただく必要があります。

ただし、インターネット一元受付期間中にインターネットにより申請した場合は、インターネット一元受付を利用している省庁等のうち、申請を希望する省庁等に一括申請をしたこととなります。

**Q 2. 既に他の地区の財務局で資格を付与され、東海地区でも資格を得たいが、どのように申請すればよいか。**

A 2. Q 1 のとおり財務局ごとに審査を実施しているため、東海地区で資格を得たい場合は、東海財務局へ申請していただく必要があります。その場合、別紙第 4・5 号様式「名簿登録申請書」による申請も可能です。

**Q 3. 資格審査申請書を東海財務局に提出後、審査結果が通知されるまでに要する期間はどのくらいか。**

A 3. 通常、申請後 1 か月程度で審査結果を通知しておりますが、確認に時間を要する場合等には 1 か月以上要する場合があります。

**Q 4. 申請書類において押印が必要な書類はあるか。**

A 4. 押印が必要な書類はありません。

**Q 5. 「全省庁統一資格」を取得しているが、申請が必要か。**

A 5. 「全省庁統一資格」とは、物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格です。建設工事・測量等の競争参加資格とは別のため、別途申請が必要です。

**Q 6. 納税証明書は何を提出すればよいか。**

A 6. 発行から 3 か月以内のもので、未納の税額がないことの証明（「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額はありませぬ。」と記載されたもの）を提出してください。

なお、法人の場合は「その 3 の 3」、個人の場合は「その 3 の 2」を提出してください。

## 【建設工事】

Q 7. 別紙第1号様式（その2）と別紙第1号の3様式の「申請を希望する部局名」はどのように記載すればよいか。

A 7. 「申請を希望する部局名」の記載は不要です。

Q 8. 経営事項審査（経審）の有効な審査基準日はあるか。

A 8. 申請日より1年7か月以内の審査基準日のものが有効です。

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合を除き毎年経営事項審査を受けることが義務付けられています。

Q 9. 新しい経審で総合評定値が上がった場合、再度の申請ができるか。

A 9. 再度の申請はできません。

Q 10. 「工事経歴書」についてどのように記載すればよいか。

A 10. 申請日の属する事業年度の前年度に完成した工事及び前事業年度末において完成していない工事を記載してください。なお、経営事項審査書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができます。

Q 11. 建設工事の申請書類のうち「適用除外誓約書」について、「〇〇保険法第〇条に規定する・・・」という箇所は何法の何条が適用されるのか分からない。

A 11. お手数ですが、健康保険・厚生年金保険に関しては管轄の年金事務所、雇用保険に関しては管轄のハローワークにお問い合わせ願います。

## 【測量等】

Q 12. 測量・建設コンサルタント等の別紙第2号様式（その3）の「27.常勤職員の数」はどのように記載すればよいか。

A 12. ①技術職員数、②事務職員数、③その他の職員数の合計を、④計に記載してください。なお、⑤役職員数は内数になります。※④計と受付票の「7.総職員数」は一致させてください。

## 2. 変更のある場合

Q 13. 登録内容に変更があった場合、変更届はどこに提出すればよいか。

A 13. 登録を申請した各財務局に提出していただく必要があります。各財務局で個別に変更届の審査を実施しているため、東海財務局に提出されたものは東海財務局においてのみ有効となります。

Q 14. 変更届において押印が必要な書類はあるか。

A 14. 押印が必要な書類はありません。

**Q 1 5. 別紙第 8 号様式の項目「登録業種名」とは何を記載するのか。**

A 1 5. 等級決定通知書の業種区分を記入願います。

**Q 1 6. 別紙第 8 号様式の項目「資格決定通知書の交付年月日・番号」は何を記載するのか。**

A 1 6. 交付年月日は等級決定通知書の右上に記載されている年月日を記入して下さい。番号は等級決定通知書の中段に記載されている 6 桁の受付番号を記入して下さい。

**Q 1 7. 代表者以外の役員に異動があったが変更届は必要か。**

A 1 7. 不要です。

**Q 1 8. 業種を追加した場合は何か手続きが必要か。**

A 1 8. その業種に係る審査をする必要があるので、新たに追加する業種分のみの資格審査申請書を提出していただく必要があります。その際、通常の申請の際に必要な書類に加え、すでに交付済みの等級決定通知書（写）を提出してください。

**Q 1 9. 業種を削除した場合は何か手続きが必要か。**

A 1 9. 会社全体（本支店ともに）で業種を削除した場合は、変更届を提出して下さい。

**Q 2 0. 支社・営業所においてのみ業種を追加（又は削除）した場合は何か手続きが必要か。**

A 2 0. 支社・営業所については不要です。

**Q 2 1. 変更届が受理されたことを確認したい場合にはどのようにすればよいか。**

A 2 1. 変更届の提出時に、変更届のコピー 1 部と返信用封筒（切手貼付済み）を同封いただければ、当局の受領印を押印の上返送いたします。

**Q 2 2. 変更届が受理された場合、変更後の内容で等級決定通知書は再発行されるのか。**

A 2 2. 再発行しておりません。交付済みの等級決定通知書を引き続きご使用願います。

**Q 2 3. 変更届の内容が反映されるまでに要する期間はどのくらいか。**

A 2 3. 通常、申請後 1 か月程度かかりますが、確認に時間を要する場合等には 1 か月以上要する場合があります。